第七十二条の二十三第一項ただし書中「第五十七条第八項から第十項まで、第五十七条の二第三項、第五十八条第四項及び第五項、第八十一条の九並びに第八十一条の九の二」を「第五十七条第七項及び第八項、第五十七条の二第四項、第五十八条第三項、第六十二条の五第五項、第八十一条の九並びに第八十一条の十」に改め、同条第三項中「第六項から第十項まで」を「第五項から第八項まで」に、「第三項」を「第四項」に、「第四項及び第五項」を「第三項」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第七十二条の二十四の四中「及び清算所得」を削る。

第七十二条の二十四の六中「、清算所得」を削る。

第七十二条の二十四の七第一項第一号ハ中「又は清算所得」を削り、同号ハの表中「及び清算所得」を削り、同項第二号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第三号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第三項第一号ハ、第二号及び第三号中「及び清算所得」を削り、同条第六項中「三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で」を削り、「千万円以上のもの」を「千万円以上の法人」に改め、「法人が解散をした場合における清算所得（」及び「を含む。）」を削り、「その解散」を「解散」に改める。

第七十二条の二十四の八中「各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額（第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人以外の法人の清算中の各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準とするものにあつては「年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を除く。）を課税標準とするものにあつては」及び「、法人が解散をした場合における清算所得（第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人以外の法人の清算中の各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を含む。）を課税標準とするものにあつては解散の日現在における税率」を削る。

第七十二条の二十四の九　削除

第七十二条の二十四の十第二項中「又は第七十二条の二十八」を「、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九」に、「解散（適格合併による解散を除き、法人税法第十条の三第一項に規定する場合を含む。）をしたとき」を「次項各号」に改め、「当該解散をしたとき又は」を削り、同条第三項中「日の属する事業年度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八」を「日の属する事業年度の第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九」に、「が同項に規定する解散をした場合においては、当該解散の日（合併による解散の場合には、その合併の日の前日）の属する事業年度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限」を「につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限」に改め、同項に次の各号を加える。

一　残余財産が確定したこと　その残余財産の確定の日の属する事業年度の第七十二条の二十九の規定による申告書の提出期限

二　合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたこと　その合併の日の前日の属する事業年度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限

三　破産手続開始の決定による解散をしたこと　その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限

四　法人税法第二条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等が同条第六号に規定する公益法人等に該当することとなつたこと　その該当することとなつた日の前日の属する事業年度の第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書の提出期限

第七十二条の二十四の十第四項第一号中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、同項第二号中「民事再生法の規定による」を削る。

第七十二条の二十四の十一第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「又は第七十二条の二十八の規定によつて納付すべき事業税額」を「、第七十二条の二十八の規定によつて納付すべき事業税額又は第七十二条の二十九の規定によつて納付すべき事業税額」に改める。

第七十二条の二十五第一項中「事業を行う法人」の下に「（清算中の法人を除く。以下この条、次条及び第七十二条の二十八において同じ。）」を加える。

第七十二条の二十九第一項中「（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）」を削り、同項ただし書を削り、同条第二項中「第七十二条の二十五第八項から第十一項までの規定は、前項の場合において同項の法人」を「第七十二条の二十五第二項から第十一項まで、第十四項及び第十五項の規定は、前項の規定によつて法人がすべき申告納付及び同項の場合において当該法人」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　清算中の法人は、その清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合においては、当該事業年度の所得を解散をしていない法人の所得とみなして、当該事業年度につき第七十二条の十二、第七十二条の二十三第一項、第七十二条の二十四、第七十二条の二十四の六又は第七十二条の二十四の七第一項から第三項までの規定により当該事業年度の所得及びこれに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から一月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）に当該事業年度に係る所得割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

第七十二条の二十九第四項中「第一項及び第二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第七十二条の二十五第八項から第十一項までの規定は、前項の場合において同項の法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。この場合において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額、所得、付加価値割額、資本割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「付加価値額、資本金等の額及び所得」とあるのは「所得」と読み替えるものとする。

第七十二条の三十を次のように改める。

（連結子法人が事業年度の中途において解散をした場合等の申告の特例）

第七十二条の三十　連結子法人が事業年度の中途において解散をした場合（破産手続開始の決定を受けた場合を除く。）の当該事業年度における前条第一項から第四項までの規定の適用については、同条第一項中「においては、当該事業年度の」とあるのは「においては、当該事業年度の解散の日以後の期間に対応する部分の」と、「第七十二条の二十まで」とあるのは「第七十二条の二十二まで」と、「により当該事業年度の付加価値額」とあるのは「により当該事業年度の付加価値額、資本金等の額」と、「付加価値割」とあるのは「付加価値割、資本割」と、同条第二項中「準用する。この場合において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額」とあるのは「付加価値額」と、「付加価値割額、資本割額」とあるのは「付加価値割額」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と、同条第三項中「においては、当該事業年度の」とあるのは「においては、当該事業年度の解散の日以後の期間に対応する部分の」と、「第七十二条の十二」とあるのは「第七十二条の十二、第七十二条の十四から第七十二条の二十二まで」と、「第七十二条の二十四の五」とあるのは「第七十二条の二十四の三まで、第七十二条の二十四の五」と、「当該事業年度の所得及びこれ」とあるのは「当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額及びこれら」と、「当該事業年度に係る所得割」とあるのは「当該事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割」と、同条第四項中「準用する。この場合において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額、所得、付加価値割額、資本割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「付加価値額、資本金等の額及び所得」とあるのは「所得」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」とする。

2　清算中の連結子法人が事業年度の中途において継続した場合の当該事業年度においては、当該事業年度の開始の日から継続の日の前日までの期間に対応する部分の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の付加価値額、所得又は収入金額とみなして、第七十二条の二十六第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十五第一項の規定を適用する。